

長等学区地区防災計画(案)の概要

R4.8.8 自主防災会

1 計画の対象地区の範囲

(1) 対象範囲 長等学区47自治会

2 基本的な考え方

(1) 基本方針

- ・学区民とながらまちづくり協議会の構成団体が一体となって地域防災力を高め、地域コミュニティを維持、活性化する。

(2) 活動目標

- ・自助、共助、公助の力を合わせて、災害時の被害を最小限にする。

(3) 長期的な活動計画

- ・自治会単位の地域自主防災会の活動を充実し、学区民の防災活動への参加を促進する。
- ・ながらまちづくり協議会のもとで構成団体が協力し防災体制を強化する。

3 地区の特性（出典：大津市防災カルテ長等学区、人口・世帯数は大津市推計人口）

(1) 自然特性

〔防災上の特性〕

- ・南北に通過する比叡断層の周辺が土石流危険溪流に指定されており、豪雨などの場合には、この土石流危険溪流および急傾斜地崩壊危険箇所に警戒が必要である。市街地部の内水氾濫にも注意が必要である。
- ・湖岸沿いの市街地部には、琵琶湖湖面の上昇による浸水想定区域が広がっており、琵琶湖からの浸水にも注意が必要である。
- ・地震時には、山地部で崩壊が生じて2次的に災害が発生する可能性があり、湖岸域では液状化の可能性もある。

(2) 社会特性

〔人口・世帯数・建物〕

- ・長等学区の人口は、6,158世帯、12,492人で、男性5,833人、女性6,659人で、一世帯あたりは2.03人である。(市平均2.24人)
- ・65歳以上は3,541人(全体の28.3%)であり、その割合は市平均(27.0%)より高い。(令和3年9月1日現在)
- ・建物の状況は、住宅密集度、旧耐震木造建物率が市平均より高く、不燃領域率は市平均より低い。いずれの項目も地域により大きな差がある。

4 防災活動の内容

(1) 防災活動の体制（班編成）

ながらまちづくり協議会の構成団体、学区内防災士により防災活動の体制を次のとおり整備し、平常時および災害時において、各地域自主防災会（自治会）および学区民を支援する。また、今後、各自治会からの参加についても検討する。

〔ながらまちづくり協議会防災体制 組織図・役割分担〕

班名	担当者 (団体名等)	平常時の役割	災害時の役割 (学区災害対策本部)
総務班	自治連合会 自主防災会 防災士	全体調整 関係機関との事前調整	全体調整 関係機関との調整 被害・避難状況の全体把握
情報班	社会福祉協議会 自主防災会 防災士	啓発・広報 情報伝達方法の決定 連絡網の作成	学区内住民および公共機関等からの情報収集・伝達
消火・救出救護班	青少年育成協議会 自主防災会	資機材・器具の整備・点検	消火器・バケツリレーなどによる地域自主防災組織による初期消火の支援 負傷者の救出・応急手当・救護所への搬送
避難誘導班	民生委員児童委員協議会 自主防災会	避難経路の点検 避難行動要支援者の支援体制の整備	住民の避難誘導 避難行動要支援者への支援 在宅避難者への支援
給食給水班	体育文化連盟 自主防災会	器具の整備・点検	炊き出し等の給食・給水活動市等への備蓄品の要請

(2) 地域自主防災会・自治会の日常の活動

- ・住民は、家具の転倒防止、家庭内備蓄を行う（購入→備蓄→消費）
- ・住民は、家族および地域自主防災会単位で避難場所、避難経路、避難所の確認を行い、各地域自主防災会においてひな型を参考に防災マニュアルを作成する。
- ・住民は、各世帯および地域自主防災会単位で防災資機材を整備する。
- ・地域自主防災会は、防災マニュアルに基づき年1回、避難訓練・研修を実施し、各世帯への緊急連絡体制を整備する。また、避難行動要支援者の把握に努め、その情報を共有する。

(3) 地域自主防災会・自治会の災害時の活動

- ・住民は、台風や大雨が予想される場合、テレビ、ラジオ、防災メール等により気象情報を確認し、地域自主防災会内で共有する。
 - ・発災後、住民および地域自主防災会は次のとおり対応する。
- | | | |
|------------------------|-------------|-----------------|
| ア 身の安全確保 | イ 出火防止、初期消火 | } 別途各戸保存用チラシを作成 |
| ウ 住民同士の助け合い・救助・救出・避難支援 | | |

5 実践と検証

(1) 防災訓練の実施・検証

- ・学区自主防災会は毎年11月に学区防災訓練を実施する。

(2) 防災意識の普及啓発

- ・地域の危険箇所、避難場所等について、年1回、学区自主防災会役員が確認する。
- ・学区自主防災会は年1回研修会を開催し、防災知識・意識を住民に周知する。

(3) 計画の見直し

- ・地区防災計画、学区避難所運営マニュアルは、毎年3月末までに学区自主防災会が1年間の訓練や活動実績を踏まえて、必要に応じ計画の見直しを行う。見直しにあたっては、避難行動要支援者への配慮、男女共同参画の視点に留意する。